

射保第3号
令和3年2月4日

射水市国民健康保険運営協議会
会長 塚本 清 様

射水市長 夏野 元 志



射水市国民健康保険税の税率改正について（諮問）

このことについて、射水市国民健康保険運営協議会運営規則（平成17年射水市規則第92号）第2条第2号の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

射水市国民健康保険税の税率を次のとおり改正する。

1 後期高齢者支援金等分について

・所得割率

現行 1.9% を 2.5% とする。

ただし、令和3年度分は据置、令和4年度分は 2.2% とする。

・被保険者均等割額

現行 5,000 円を 9,800 円とする。

ただし、令和3年度分は 6,600 円、令和4年度分は 8,200 円とする。

・世帯別平等割額

現行 5,000 円を 6,800 円とする。

ただし、令和3年度分は 5,600 円、令和4年度分は 6,200 円とする。

2 介護納付金分について

・所得割率

現行 1.2% を 1.8% とする。

ただし、令和3年度分は据置、令和4年度分は 1.5% とする。

・被保険者均等割額

現行 5,300 円を 10,400 円とする。

ただし、令和3年度分は 7,000 円、令和4年度分は 8,700 円とする。

（改正理由）

射水市国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税負担水準の低い後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税率を改正するもの。